

令和4年3月

第122回丹波市議会定例会議案書

追加議案（令和4年2月25日）

議案第39号

丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第18条第2号を次のように改める。

（2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。